

保護者 様

愛知県立豊明高等学校長

令和7年度公立高等学校等奨学給付金の申請について（通知）

令和7年度奨学給付金につきまして、別紙案内のとおり愛知県から返済不要の給付金を受けることができる制度があります。

下記1、2、3のいずれかの要件に該当される方につきましては、受給資格がありますので直接事務室へ申請書を受け取りに来てください。（生徒さんに受け取りにきていただいて結構です。また、給付金の額は世帯要件ごとに異なります。）

また、何かご不明な点がございましたら事務室までご連絡ください。

記

- 1 7月1日時点において、生徒の属する世帯が生活保護費のうち「生業扶助」を受けている方。
- 2 7月1日時点における保護者全員の令和7年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の方。
- 3 保護者の失職（自己の責めに帰することのできない理由による）など家計急変となった愛知県内在住の世帯で、保護者全員の令和7年度の収入基準が「県民税所得割及び市町村民税所得割非課税相当」と認められる方。（この表を参考にしてください）

保護者全員の収入基準（年収見込）	
寡婦又は寡夫世帯	2,042,857円未満
単身世帯	1,000,000円未満
2人世帯	1,700,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満

- 1, 2に該当する方は、以下の要件についても全て満たす必要があります。
- (1) 就学支援金の受給資格者及び学び直し支援金の受給者のうち、平成26年7月1日以降に高等学校等の1年に入学していること
 - (2) 保護者等が愛知県内に住所を有すること
 - (3) 生徒又は保護者等が児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（児童養護施設等に入所する者、又は里親の養育を受けている者が対象）の給付を受けていないこと。ただし、母子生活支援施設に入所する者は給付金を受けることができます。
 - (4) 生徒又は保護者等が他の都道府県が実施する奨学給付金や、他の県が併給を禁じる給付金等を受給していないこと。

担当 事務室

電話 0562-93-1166